

定 款

株式会社 **三ツ二**

第1章 総則

第1条 当社は株式会社ミクニと称し、英文名ではMIKUNI CORPORATIONと表示する。

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 内燃機関・車輛用・船舶用・ガス用等の機械器具及びそれらの部品の製造販売
2. 空調関連用・乾燥用・農林業用・給湯用等の機器の製造販売
3. 精密機械器具・航空機部品及び非鉄金属鋳物の製造販売
4. 産業用機械器具及びその装置類の製造販売
5. 産業用廃棄物の処理装置の製造販売
6. 産業用廃棄物の処理の請負及びその再生品の販売
7. 自動車部品及び住宅機器の加工・修理・販売
8. 医療・福祉機器の製造販売
9. 健康・スポーツ機器の製造販売
10. 稀土類等の機能性材料・機能性素子による制御装置等の製造販売
11. コンピュータハードウェア・ソフトウェアの製造販売並びにコンピュータシステム構築のコンサルティング及び技術サービス
12. 家庭用電子機器の製造販売
13. 倉庫業
14. 貨物自動車運送業、貨物運送取扱業及び海上航空貨物取扱業
15. 飲食店の経営及び飲食料品の販売
16. 化粧品、飲料水の製造販売
17. 下記物品の輸出入販売、国内販売並びに賃貸借
 - イ. 各種産業用機械器具及びそれらに使用される部品
 - ロ. 航空機、船舶、車両、通信用機械・機器及びそれらに使用される部品、繊維製品
 - ハ. 石油製品、ゴム及び化学製品
 - ニ. 建築材料、鋳物・金属材料等
 - ホ. 家庭用及び業務用暖房機器並びにそれらに使用される部品及び燃料
18. 種苗及び食料品並びに日用雑貨の輸出入販売並びに国内販売
19. 損害保険代理業
20. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

- 2 1. 古物商
- 2 2. 建築請負並びに施工
- 2 3. 不動産の賃貸借、売買、鑑定、仲介、管理
- 2 4. 前各号に付帯する業務

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第 5 条 当社の発行可能株式総数は11,000万株とする。

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを広告する。当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要の都度これを招集する。
- 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。
- 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

- 第 18 条 当会社は取締役会を置く。
- 第 19 条 取締役は11名以内とする。
- 取締役に欠員を生じた場合に法定数を欠かず、業務上差し支えないと認めたときは補欠選任を行わないことがある。

- 第 20 条 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議については累積投票によらない。
- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。
補欠又は増員のため選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時迄とする。
- 第 22 条 取締役会の決議により代表取締役を選定する。
- 第 23 条 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名置くことができる。
- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
取締役会の招集通知は会日の 2 日前迄に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急必要あるときは通知の期間を短縮する。
- 第 25 条 取締役会に関し本章に規定しない事項は取締役会で定める。
- 第 26 条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。
- 第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。
- 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1 百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

- 第 29 条 当社は監査役及び監査役会を置く。
- 第 30 条 監査役は4名以内とする。
- 第 31 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 第 32 条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。
補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時迄とする。
- 第 33 条 監査役会の招集通知は会日の2日前迄に各監査役に対して発する。但し緊急必要あるときは通知の期間を短縮する。
- 第 34 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
- 第 35 条 監査役会に関し本章に規定しない事項は監査役会で定める。

第6章 会計監査人

- 第 36 条 当社は会計監査人を置く。

第7章 計算

- 第 37 条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄の1年とする。
- 第 38 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。
- 第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は支払いの義務を免れる。
未払いの剰余金の期末配当及び中間配当に対しては利息をつけない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 変更前定款第14条の削除及び変更後定款第14条の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

令和4年6月28日現在